

邑 監 第 10 号

令和6年8月29日

邑南町長 石橋良治 様

邑南町監査委員

森 脇



邑南町監査委員

宮 田



令和5年度邑南町内部統制評価報告書審査意見書について

「邑南町監査基準」に準拠し、邑南町内部統制基本方針に基づき審査に付された令和5年度邑南町内部統制評価報告書について、審査を実施したので、別添のとおり意見を付する。

邑南町内部統制評価報告書
(令和5年度)

審査意見書

令和 6 年 8 月

邑南町監査委員

令和 5 年度 邑南町 内部統制評価報告書 審査意見書

令和 6 年 8 月 2 9 日

1. 審査の対象

令和 5 年度 邑南町 内部統制評価報告書

2. 審査の着眼点

監査委員による令和 5 年度 邑南町 内部統制評価報告書の審査は、邑南町長が作成した内部統制評価報告書について、邑南町長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が、適切に行われているかといった観点から、検討を行い審査するものである。

3. 審査の内容

令和 5 年度 邑南町 内部統制評価報告書について、邑南町長及び内部統制評価部局から報告を受け、「邑南町監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制の導入・実施ガイドライン」（平成 3 1 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を受けた上で審査した。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4. 審査の結果

令和 5 年度 邑南町 内部統制評価報告書について、上記 2 のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

4. 備考

意見書については上記のとおりであるが、令和5年度については、運用上の重大な不備を把握したため、内部統制は有効に運用されていないと判断されたところである。

これらの重大な不備は、組織風土の問題や守秘義務意識の欠如等が要因とされていることから、今回の事案を教訓として、法令等の認識誤りや確認不足による不適正な事務処理の未然防止に加え、報告・相談がしやすい職場環境づくりを進めるとともに、全職員にコンプライアンス意識の徹底を図るほか、事務処理誤りや不正を発生させないための事務手順を見直すなど、実効性のある内部統制の実践に向けて取り組んでいただきたい。